

特定非営利活動法人ぱれっと

職員賃金規定

(目的)

第1条 就業規則第24条に基づき、常勤並びに非常勤職員の賃金は本規定の定めるところによる。事業別の規定は別項にて定める。別項の無い事業については本規定の定めるところによる。パートタイマーの賃金規定は別に定める。

(支給方法)

第2条 賃金は、特定非営利活動法人ぱれっと（以下「法人」という）が取引する金融機関の本人の口座へ振り込む。

(支給形態)

第3条 月給にて支給する。

(計算期間)

第4条 賃金は前月16日より当月15日までを計算期間とし、当月15日で締め切りとする。

(支給日)

第5条 賃金は毎月25日に支給する。支給日が休日にあたる場合は、必要に応じて支給日を繰り上げ、または繰り下げる場合がある。

(支給日の特例)

第6条 次の各号のいずれかに該当する場合、本人または遺族の請求により前条の規定にかかわらず既往の労働に対する賃金を支給する。

1. 本人が死亡した時
2. 本人が退職若しくは解雇された時
3. その他止むを得ない事情があり理事長が認めた時

(控除)

第7条 賃金を支給する時は、次のものを控除する。

1. 法令に基づく源泉所得税・特別徴収住民税
2. 各種社会保険料
3. その他法人の立替金又は控除すべきもの

(円未満の端数処理)

第8条 賃金計算上生じる円未満の端数は円位に切り上げる。

(月平均所定労働日数)

- 第9条 当法人の月平均の所定労働日数は下記の通りとし、日割り計算、時間外賃金、減額等の算出根拠に使用する。
- ・事務局運営・余暇活動支援事業・就労支援事業・・・20日
 - ・共同生活援助事業・・・20日

(日割り計算)

- 第10条 日割り計算は、前条の月平均所定労働日数に基づき、基本給に下記の手当を加えた額の月平均所定労働日数分の1を日割り額とし、出勤日数を乗じて計算する。
- ・役職手当 ・資格手当 ・処遇改善手当 ・就労支援事業従事手当
 - ・共同生活援助事業従事手当 ・居住支援手当 ・宿直手当

(中途採用又は休復職時及び無給休暇時の賃金)

- 第11条 月の途中で就職または退職した時、或いは休職または復職及び無給休暇により月の途中で賃金の支給が停止若しくは開始に至った時は、その月の賃金は日割り計算で支給する。

(年次有給休暇の賃金)

- 第十二条 年次有給休暇、特別休暇（ただし、就業規則に無給と定めたものは除く）を取得した場合は、通常の勤務をしたものとみなし、賃金を支給する。

(公傷休暇の賃金)

- 第十三条 公傷休暇中は、平均賃金の100分の60の休業補償金を支給する。但し、同一の事由によって労働災害補償保険法による保険給付を受ける場合は、当該給付額を充当支給する。

(育児・介護休業期間及び短時間勤務制度等による不就労時間)

- 第十四条 育児・介護休業期間及び短時間勤務制度等による休業中は無給とする。

(生理休暇)

- 第十五条 生理休暇中の給与は支給しない。

(育児時間)

- 第十六条 育児時間中の給与は支給しない。

(母体健康管理のための措置等による不就労時間)

第十七条 母体健康管理のための措置等による不就労時間の給与は支給しない。

(子の看護等休暇)

第十八条 子の看護等休暇中の給与は支給しない。

(就業規則その他各種規程に無給と定める休業および不就労時間)

第十九条 就業規則その他各種規程に無給と定める休業および不就労時間においては給与は支給しない。

(産前産後の賃金)

第二十条 産前産後の休暇中の給与は支給しない。

(休職期間中の賃金)

第二十一条 休職期間中の賃金は原則として支給しない。ただし出向契約が締結されている場合はこの限りではない。

(賃金の種類)

第二十二条 基準内賃金-----基本給（職能給+役割給）
-----役職手当
-----宿直手当（事業別別項にて規定）
-----共同生活援助事業従事手当（事業別別項にて規定）
-----就労支援事業従事手当（事業別別項にて規定）
-----処遇改善手当（＊１）
-----資格手当（＊２）
-----居住支援特別手当（＊３）

基準外賃金-----通勤手当
-----時間外勤務手当（事業別別項にて規定）
-----休日勤務手当（事業別別項にて規定）
-----深夜勤務手当（事業別別項にて規定）

＊１.処遇改善手当について・・・東京都への計画書提出内容に基づき、その年度の常勤職員の人数に鑑みその都度算出し、毎月の給与に計上する。金額については個々の契約を優先する。

＊２.資格手当について・・・資格手当は下記のとおりとする。

社会福祉士・・・10,000円/月 介護福祉士・・・5,000円/月 精神保健福祉士・・・5,000円/月
サービス管理責任者（従事時）・・・10,000円

＊３.居住支援特別手当について

居住支援特別手当は「東京都障害福祉サービス等職員居住支援特別手当事業補助金交付要綱」の運用

に準拠し支給する。この手当の支給は上記補助金要綱記載の交付対象となる期間とする。支給額は、上記補助金要綱第7条の4（1）に当たる場合は月額10,000円とし、第7条の4（2）にあたる場合はさらに10,000円を加算する。

* このほか賃金の種類に記載無き事項は、事業別別項にて規定する。

（基本給・日給からの減額）

第二十三条

遅刻・早退・欠勤による減額

遅刻・早退・欠勤は1分単位とし、次の計算式により減額する。

* 基本給÷第十条に定める手当÷月平均所定労働日数÷8÷60分…1分単位の
減額

管理監督者に該当する者に対しては、遅刻、早退があっても賃金からの減額は行わないものとする。

（会社都合による休業中の賃金）

第二十四条 会社の都合により従業員を休業させる場合には、休業手当として休業一日につき平均賃金の100分の60を支給する。

（休日勤務）

第二十五条1.所定労働時間外の休日勤務をする場合は、原則として事前に振替休日を設けて調整する。ただし、振替休日の取得が困難な場合は、手当を支給する場合がある。

2.このほか、事業別別項の規定がある場合は、その規定を優先する。

（通勤手当）

第二十六条 自己の居住地から事務所まで交通機関を利用する場合は上限月額20,000円として通勤手当を実費にて現金支給する。ただし、法人が特別に認めた場合は上限を越えて支給することがある。なお通勤経路が複数ある場合は原則としてもっとも安価にて利用可能な順路を選択する。

2.法人は、就業規則に基づき自転車通勤を許可された職員に対し、通勤に必要な駐輪場使用料を実費の範囲で支給する。

3.前項の実費支給を受けるには、職員は都度、駐輪場の利用料金に関する領収書その他法人が定める証憑を提出しなければならない。

4.不正な申請または虚偽の申告があった場合、法人は支給した金額の返還を求め、必要に応じて懲戒処分の対象とする。

(住宅手当)

第二十七条 住宅手当は原則として支給しない。ただし第二十二条に定める居住支援特別手当の支給期間中はこの限りではない。

(賃金の改定及び実施について)

- 第二十八条
- 1.昇給は別に定める「キャリアパス制度」ならびに評価に基づいて職員の人物・職務・能力・勤務成績等を慎重に審査しこれを行う。
 - 2.特別に必要がある場合には、臨時に賃金の改定を行うことがある。
 - 3.1に定める審査期間は上期(1/1～6/30) 下期(7/1～12/31)を基準として年単位で審査し、3/16より給与に反映させる。なお、入職後1年に満たない者、並びに休職、休業期間のある者についてはその都度検討する。

(賞与)

- 第二十九条
1. 賞与は、常勤職員に対して支給する。
 2. 賞与は年2回(原則として7月・12月)法人の業績を考慮し支給する。
 3. 賞与は原則として28条-3に定める期間を対象とし、職員の勤務成績、態度などを慎重に考慮し、支給日に支給する。
 4. 法人の著しい業績の低下、その他やむを得ない事由がある場合には支給日を変更し、または支給しないことがある。
 5. 上記のほか、業績に基づき、決算特別手当を支給する場合がある。この場合は年度末を原則として理事長の判断によりこれを支給する。

(変更内容の届出義務等)

- 第三十条
1. 本規程に定める各手当の支給基準及び内容等に変更があった場合は、速やかに会社に届け出なければならない。
 2. 不正の届出により、賃金を不正に受給したときは、その返還を求め、就業規則に定める懲戒処分を行う。また、会社への所定の届出が遅延した場合も同様とする。

(手当金額の支給、変更、停止)

- 第三十一条
- 各種手当の支給、又はその額を変更すべき事由が発生した場合は、原則としてその事由の生じた日の属する賃金計算期間から当該手当を支給又はその額を変更するものとする。手当を停止すべき事由が発生した場合は、その事由の生じた日の属する賃金計算期間の次の賃金計算期間から当該手当を停止するものとする。

(退職金)

第三十二条 1. 退職金は別途定める退職金規定による。

(附則)

・この賃金規定は2017年7月16日より実施する。

・2019年5月16日改定。

なお、2019年5月16日「キャリアパス制度」、「評価制度」を導入するにあたり、第28条3項にかかわらず導入初年度に限り、2019年5月16日～11月15日の半期評価をもって2020年3月16日より給与に反映させるものとする。

・2024年6月18日改定。

(月平均所定労働日数)

第9条 共同生活援助事業・緊急一時保護事業における月平均所定労働日数を22日から20日に改正する。

(通勤手当)

第26条 通勤手当について、15,000円を20,000円に改定する。

(賃金の種類)

第二十二條 処遇改善手当、臨時特例交付金手当、特定処遇改善手当、資格手当、居住支援特別手当を追記

・2024年10月21日改定

(休日勤務)

第二十五條 手当支給の場合を修正・追記

(通勤手当)

第二十六條 上限の特例を追記

(住宅手当)

第二十七條 居住支援特別手当に関する記載追記

・2025年3月18日改定

(日割り計算)

第十條 日割り計算に手当を追加

第二十三條 遅刻・欠勤による減額の計算に手当を追加

・2025年6月11日改定

第二十二條 基準内賃金 改定

・2025年11月16日改定

第十條 基準内賃金 第二十二條 賃金の種類 第二十六條 通勤手当 第二十八條賃金の改定 第3項 審査期間

第三十條 変更内容の届出義務等改定

(目的)

第一条

1. この規定は就業規則第24条に基づき規定した職員賃金規定別項として、共同生活援助事業に従事する職員の賃金について規定したものである。
2. この規定別項にないものは、職員賃金規定による。

(宿日直手当等)

第二条

1. 宿日直が命じられ、その勤務に服した者には、原則としてその勤務1回につき6000円を支払う。
2. 前項の勤務は、就業規則事業別別項第3条の勤務に含まれないものとする。
3. 共同生活援助事業従事職員については本条第1項に規定する宿日直手当4泊分相当として一律24,000円を「宿直手当」として支給、加えて24,000円を「共同生活援助事業従事手当」としてみなし残業手当を含んで支給する。同一給与計算期間内に4泊を超える宿日直実績がある場合は、超えた日数×6000円を追加で支給する。また、第3条に定める時間外勤務手当が共同生活援助事業従事手当の設定を越えた場合、ならびに法定休日出勤手当、深夜勤務手当は法に基づき別に追加支給する。

(時間外勤務手当等)

第三条

1. 共同生活援助事業については、変形労働時間制を導入しているため、時間外勤務手当については下記の通りとする。なお、時間外勤務手当は賃金規定第九条に定める所定労働日数により個別の契約に基づき算出した時間給の25%増で支給する。
 - ・時間外とは、法定労働時間（下記①～③）を超え、原則として当該期間において予め決められたシフトを不測の事態によって超過した場合であり、かつ申請によって上長がその内容を認めた場合に限るものとする。
 - ①1日については予めシフトで8時間を超える時間を定めた日はその時間
それ以外の日は8時間を超えて労働した時間
 - ②1週間については40時間を超える時間を定めた週はその時間、それ以外の週は40時間を超えて労働した時間（①で時間外労働となる時間を除く）
 - ③当該期間においては（暦日÷7日）×40時間を越えて労働した時間（①②で時間外労働となる時間を除く）

2. 第1項に定める当該期間において予め決められたシフトを不測の事態によって超過した場合で、第1項の時間外に該当しないものについては通常の時間給で支給する。
3. 所定休日に出勤した場合は、就業規則事業別別項第5条に定めるとおり振替休日を取得する、もしくは所属長の判断により第1項で算出した時間給の25%増しによる所定休日労働手当を支給する。法定休日に出勤した場合は、これを35%増しで支給する。
4. 時間外勤務手当の算出にあたっては、基本給のほか、下記の手当を含んだ時間単価を単位として当該時間外勤務時間に乗じて算出するものとする。なお、この時間単価は減額の単位としても使用する。
 - ・役職手当 ・資格手当 ・処遇改善手当 ・共同生活援助事業従事手当 ・居住支援手当 ・宿直手当

附則 この規定は、別に定める職員賃金規定の別項として令和6年9月1日より実施する。

令和6（2024）年 9月9日改正 第二条宿日直手当について入職時より6000円/泊で固定。

第3条時間外勤務手当等改正。振替調整の規定を削除。

令和6（2024）年 10月16日改正 第3条時間外勤務手当①～③の規定を追加。

第3条第2項を追加。

令和6（2024）年10月21日改正 第3条第3項を追加

第二条第3項を追加

令和7（2025）年3月11日改正 第3条第4項を追加

令和7（2025）年10月16日改正 第二条第3項改正施行 宿直手当ならびに共同生活援助従事手当変更

令和7（2025）年11月16日改正 第二条第2項改正施行 第3条第4項改正施行

特定非営利活動法人ぱれっと

理事長 相馬 宏昭

えびす・ぱれっとホーム

施設長 相馬 宏昭

特定非営利活動法人ぱれっと 職員賃金規定 別項
事業名 就労支援事業 おかし屋ぱれっと/工房ぱれっと

(目的)

第一条

1. この規定は就業規則第 24 条に基づき規定した職員賃金規定別項として、就労支援事業に従事する職員の賃金について規定したものである。
2. この規定別項にないものは、職員賃金規定による。

(時間外賃金)

第二条

1. 所定労働時間外に命令により早出・普通残業または休日出勤・残業した場合はその勤務時間に応じた時間外賃金を支給する。ただし振替休日等を取得することで調整する場合がある。
2. 原則として、所属長の判断、指示に基づき、時間外勤務を命じる。
3. 時間外賃金は、1 時間につき次の通り計算する。

所定労働時間外 基本給+手当÷20日÷8時間×1

法定労働時間外 基本給+手当÷20 日÷8 時間×1.25

所定休日 基本給+手当÷20日÷8時間×1.25

法定休日 基本給+手当÷20日÷8時間×1.35
4. 2024年4月支給の給与より、第1項の時間外賃金については別途「就労支援事業従事手当」として、みなし残業を含んで固定額を支給する。その額は原則毎年給与改定時に年間の実績平均を算出し、確定する。新規入職時は一律30,000円で固定とし、各人ごとに該当時間外労働時間数を示すこととする。この時間を超えた時間外賃金は前項の規定により別途支給する。

附則

この規定は、別に定める職員賃金規定の別項として令和 6 年 3 月 16 日より実施する。

令和6（2024）年3月16日改正 第二条4項に就労支援事業従事手当を追加

令和 6（2024）年9月9日改正 第二条1項ならびに 3 項改正

令和 6（2024）年10月21日改正 第二条第3項に休日における時間外賃金を追加

令和7（2025）年3月11日改正 第二条第3項改正

令和7（2025）年11月4日改正 第二条第4項改正

特定非営利活動法人ぱれっと

理事長 相馬宏昭

おかし屋ぱれっと

所長 玉井七恵

特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人ぱれっと	事業年度	令和7年4月1日～ 令和8年 3月31日
-----	---------------	------	-------------------------

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動

(1) 収益の源泉別の明細

収 益 源 泉 の 内 訳	金 額
受取正会員会費	1,443,250 円
受取賛助会員会費	1,109,000 円
受取寄附金	6,482,322 円
受取民間助成金	127,000 円
受取渋谷区補助金	9,488,000 円
受取東京都補助金	4,703,724 円
訓練等給付費収益	54,150,171 円
就労支援事業収益【売上】	27,342,039 円
共同生活援助事業収益	36,423,096 円
書籍等販売事業収益	1,386 円
家賃収益	410,224 円
売電収益	89,910 円
余暇活動支援事業収益	705,110 円
受取負担金収益	10,447,927 円
協賛広告収益	36,000 円
その他収益	124,886 円
合 計	153,084,045 円

(2) 借入金の明細

借 入 先	金 額
	円
なし	円
	円
	円
合 計	円

(3) その他

なし

2 取引の内容に関する事項 [③次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引]

(1) 収益の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		54,150,171 円	訓練等給付費収益
		36,423,096 円	共同生活援助事業収益
		9,488,000 円	受取渋谷区補助金
		3,243,000 円	東京都居住支援手当補助金
		2,558,380 円	【製】売上高

(2) 費用の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		4,940,000 円	ぱれっとの家いこっと えびす・ぱれっとホーム賃借料
		3,654,600 円	えびす・ぱれっとホーム賃借料
		3,920,603 円	就労支援事業製菓材料費
		2,147,371 円	就労支援事業製菓材料費
		462,000 円	顧問税理士顧問料

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引

イ 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	譲渡資産の内容	譲渡年月日	譲渡価格	その他の取引条件等
		クッキー	5/12.1/27 3/10.3/19	44,644 円	1 割引
		クッキー	4/7.5/26.6/12.9/4 10/21.11/25.12/11 2/19.3/31	197,277 円	定価での販売
		クッキー	7/18.12/19	22,876 円	1 割引
		クッキー	8/25	10,528 円	1 割引
		クッキー	9/8	18,733 円	1 割引
		クッキー	10/3	4,392 円	1 割引
		クッキー	10/6	9,649 円	1 割引
		クッキー	10/15	41,400 円	定価での購入
		クッキー	10/21	8,000 円	定価での購入
		クッキー	10/24	204,900 円	定価での購入
		クッキー	12/19	12,250 円	定価での購入

ロ 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	貸付資産の内容	貸付年月日	対価の額	その他の取引条件等
				円	
				円	
				円	
	無し			円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

ハ 役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	役務の提供の内容	役務の提供年月日	対価の額	その他の取引条件等
		監査業務	4/10	55,685 円	総会決議ならびに定款の定めによる
		「ばれっとの家いこっと」ならびに「えびす・ばれっとホーム」賃借料支払い	通年	4,940,000 円	賃貸借契約書に基づく ～2025.6 はばれっとの家いこっと 2025.7～はえびす・ばれっとホーム
		えびす・ばれっとホーム賃借料支払い	2025.6 まで	3,654,600 円	賃貸借契約に基づく 2025.8をもって契約終了
		ホームページ管理料	通年	422,708 円	請求書に基づく
		梱包材料	通年	500,830 円	請求書に基づく
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

3 寄附者に関する事項〔④寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日〕

[illegible]

4 役員等に対する報酬又は給与の状況〔⑤イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(ロを除く。)、ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額〕

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者^(注1)(以下「役員等」という。)に対する報酬又は給与の支給について記載してください。

(注1)「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(ロを除く。)

氏 名	職 名	法人との関係 (注2)	報酬・給与の 区 分	支 給 期 間 等	支 給 金 額
			給与	令和7年4月1日～ 令和8年3月31日	6,946,248 円
			給与	令和7年4月1日～ 令和8年3月31日	6,518,808 円
			給与	令和7年4月1日～ 令和8年3月31日	5,233,424 円
			報酬	令和7年4月1日～ 令和8年3月31日	55,685 円
			給与	令和7年4月1日～ 令和8年3月31日	
			給与	令和7年4月1日～ 令和8年3月31日	

(注2) 注1の①～④の内容を具体的に記述します。

ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額

集 計 期 間	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日
給 与 を 得 た 職 員 の 総 数	左 記 の 職 員 に 対 す る 給 与 総 額
14 人	7,135,669 円

5 支出した寄附金に関する事項 [⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

支出先の名称等	住 所 等	支出年月日	支 出 金 額	寄 附 の 目 的 等
		2025年6月30日	5,000 円	町会お祭りへの寄付
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
		合 計	円	

6 海外への送金等に関する事項 [⑦海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日]

実 施 日	使 途	金 額
・ ・		円
・ ・		円
・ ・		円
・ ・	無し	円
・ ・		円
・ ・		円
・ ・		円
・ ・		円
・ ・		円
・ ・		円
・ ・		円

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人ぱれっと					チェック欄	
3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること						✓	
イ 役員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること							
(1) 役員及びその親族等							
(2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等							
ロ 各社員の表決権が平等であること							
ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること							
ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと							
イ							
項目		役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割合 (④÷①)	
区分		①	②	③	④	⑤	
①	令和7年4月1日 ～令和8年3月31日	13人	0人	0%	0人	0%	
②	年月日～年月日	人	人	%	人	%	
③	年月日～年月日	人	人	%	人	%	
④	年月日～年月日	人	人	%	人	%	
⑤	年月日～年月日	人	人	%	人	%	
⑥	年月日～年月日	人	人	%	人	%	
申請時		人	人	%	人	%	
(注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。							
(注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。							
ロ							
各社員の表決権が平等である		①	②	③	④	⑤	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等		はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ

(注意事項)

- 認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

第3表（次葉）

ハ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

㉗ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」（第3表）記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉑～㉖」の各欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第3表付表1「役員の状況」を記載して、「㉑」、「㉒」及び「㉔」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第〇条に『各正会員の表決権は、平等なものとする』と規定」のように記載します。	「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には証する書類の内容を文言のとおりに記載します。
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉔」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉔」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉔」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉔」）を示したものです。	

記載要領の補足

○ ニにおいて、「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。

[illegible]

帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人ぱれっと		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
現金日計簿	A4 帳簿 (単票+確証及び金種表) についてルーズリーフ	都度	7年
総勘定元帳	会計ソフト (Freee 会計及びNport) によるルーズリーフ	都度	7年
仕訳日記帳	会計ソフト (Freee 会計及びNport) によるルーズリーフ	都度	7年
給与台帳	給与ソフト (Freee 人事労務) によるルーズリーフ	都度	7年
固定資産台帳	会計ソフト (Freee 会計及びNport) によるルーズリーフ	都度	7年

(記載要領)

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「入金伝票」、「出金伝票」、「振替伝票」、「現金出納帳」、「総勘定元帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「単票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「都度」、「毎日」、「週1回」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表（第4表）

（初葉）

法人名	特定非営利活動法人ぱれっと						チェック欄
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること							✓
イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと							
ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと							
ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること							
ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること							
イ							
項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・ ☐ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・ ☐ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・ ☐ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
ロ							
項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・ ☐ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時ににおける価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・ ☐ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・ ☐ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・ ☐ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

（注意事項）

- 「認定基準等チェック表（第4表）」は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表（次葉）」（ハ及びニ）の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

認定基準等チェック表（第5表）

法人名	特定非営利活動法人ぱれっと	チェック欄
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		✓
イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの） ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類 ヘ 助成の実績を記載した書類		

次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。		同 意	
※閲覧に関する細則（社内規則）等がある場合には、その細則（社内規則）等を添付してください。		☒ する	☐ しない
イ	① 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面） ② 役員名簿 ③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し） ※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの		
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況 a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（bに係る部分を除く。） b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日		
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し		

（注意事項）

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表（第6、7、8表）

法人名	特定非営利活動法人ぱれっと
-----	---------------

認定基準等チェック表（第6表）

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄				
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無					
①	②	③	④	⑤	⑥
有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無

認定基準等チェック表（第7表）

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄					
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実 その他公益に反する事実の有無						
①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
有 ・ ☐ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
注・認定基準等チェック表（第7表）は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。						

認定基準等チェック表（第8表）

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること	チェック欄
事業年度 月 日～ 月 日 設立年月日 年 月 日	

- （注意事項）
- ・ 法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に当たっては、認定基準等チェック表（第6表及び第8表）は、記載する必要はありません。
 - ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表（第6表及び第8表）の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人ぱれっと	チェック欄
認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 1 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等 ^(注1) 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 二 暴力団の構成員等 ^(注2) 2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人（認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります）。 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		☒

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・ ☐
ロ	拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ ☐
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ ☐
二	暴力団の構成員等の有無	有・ ☐

2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・ ☐
---	-----------------------------------	------------------------------

3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・ ☐
---	---------------------------	------------------------------

4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・ ☐
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、 <u>上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること</u> ※その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること ※役員報酬規程等提出書には添付不要	

5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・ ☐
---	---	------------------------------

6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・ ☐
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・ ☐